

**第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士「法規」試験問題
第三級海上無線通信士**

20問 2時間30分

A - 1 次の記述は、無線局(特定無線局を除く。)の運用開始及び休止の届出について、電波法(第16条及び第27条の11)及び電波法施行規則(第10条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

免許人は、免許を受けたときは、Aを総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、この限りでない。

の規定により届け出た無線局の運用をB以上休止するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

のただし書の規定により運用開始の届出を要しない無線局は、次に掲げる無線局以外の無線局とする。

- (1) 放送局
- (2) 海岸局であって、C又は2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz、16,804.5kHz、27,524kHz、156.525MHz若しくは156.8MHzの電波を送信に使用するもの
- (3) 航空局であって電気通信業務を取り扱うもの又は航空交通管制の用に供するもの
- (4) 無線航行陸上局
- (5) 海岸地球局
- (6) 航空地球局(航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。)
- (7) 標準周波数局
- (8) D

A	B	C	D
1 あらかじめその無線局の運用予定の期日	1箇月	電気通信業務を取り扱うもの	実験局
2 あらかじめその無線局の運用予定の期日	6箇月	海上安全情報の送信を行うもの	実験局
3 あらかじめその無線局の運用予定の期日	1箇月	海上安全情報の送信を行うもの	特別業務の局
4 遅滞なくその無線局の運用開始の期日	1箇月	電気通信業務を取り扱うもの、 海上安全情報の送信を行うもの	特別業務の局
5 遅滞なくその無線局の運用開始の期日	6箇月	電気通信業務を取り扱うもの	特別業務の局

A - 2 次の記述は、無線局に関する情報の公表等について、電波法(第25条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線局の免許又は第27条の18(登録)第1項の登録をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状又は第27条の22(登録状)第1項の登録状に記載された事項のうち、総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、Aその他総務省令で定める場合に必要とされるBに関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報をC以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

A	B	C
1 無線局の開設又は指定事項の変更をする場合	混信	の調査の用に供する目的
2 無線局の開設又は指定事項の変更をする場合	混信又はふくそう	自己の利用
3 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合	ふくそう	自己の利用
4 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合	混信又はふくそう	の調査の用に供する目的
5 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合	混信	自己の利用

A - 3 次の記述は、無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率の許容値について、無線設備規則（第14条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

A 及び非静止衛星を開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備（伝送情報が電話（音響の放送を含む。以下同じ。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。）は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率（電磁界にさらされたことによって任意の生体組織10グラムが任意の6分間に吸収したエネルギーを10グラムで除し、さらに6分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たりB以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

- (1) 平均電力がC以下の無線設備
(2) (1)に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備

の人体頭部における比吸収率の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B	C
1 携帯無線通信を行う陸上移動局	2ワット	10ミリワット
2 携帯無線通信を行う陸上移動局	2ワット	20ミリワット
3 携帯無線通信を行う陸上移動局	1ワット	20ミリワット
4 携帯局、陸上移動局	3ワット	20ミリワット
5 携帯局、陸上移動局	3ワット	10ミリワット

A - 4 次の記述は、船舶局無線従事者証明について、電波法（第48条の2）及び電波法施行規則（第34条の11）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める無線従事者の資格を有し、かつ、次のいずれかに該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。

- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行うAの無線設備の操作又はその監督に関する訓練の課程を修了したとき。
(2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日からBを経過していないとき。

の総務省令で定める無線従事者の資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又はCとする。

A	B	C
1 船舶局	3年	第一級海上特殊無線技士
2 義務船舶局	5年	第四級海上無線通信士
3 船舶地球局	3年	第一級海上特殊無線技士
4 義務船舶局のある船舶を開設する総務省令で定める船舶地球局	3年	第四級海上無線通信士
5 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶を開設する総務省令で定める船舶地球局	5年	第一級海上特殊無線技士

A - 5 次の記述は、遭難通信責任者の配置等について、電波法(第50条)及び電波法施行規則(第35条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するもののAには、遭難通信責任者(その船舶における遭難通信、緊急通信又は安全通信に関する事項をBする者をいう。)として、総務省令で定める無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。

の総務省令で定める無線従事者は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) C
- (2) 第二級海上無線通信士
- (3) 第三級海上無線通信士

A	B	C
1 義務船舶局又は船舶地球局	統括管理	第一級海上無線通信士
2 義務船舶局又は船舶地球局	担当	第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士
3 船舶地球局	統括管理	第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士
4 義務船舶局	担当	第一級海上無線通信士
5 義務船舶局	統括管理	第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士

A - 6 次の記述は、暗語の使用について述べたものである。電波法(第58条)の規定に照らし正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 実験無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、いずれも暗語を使用することができない。
- 2 実験無線局の行う通信には、暗語を使用することができるが、実用化試験局の行う通信には、暗語を使用することができない。
- 3 アマチュア無線局及び簡易無線局の行う通信には、いずれも暗語を使用することができない。
- 4 簡易無線局の行う通信には、暗語を使用することができるが、非常局の行う通信には、暗語を使用することができない。
- 5 簡易無線局及び非常局の行う通信には、いずれも暗語を使用することができない。

A - 7 次の記述は、船舶局等の運用について、電波法(第62条)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

船舶局の運用は、その船舶のAに限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、第52条(目的外使用の禁止等)各号に掲げる通信を行うときは、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

Bから自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。

船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、Cについて、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B	C
1 航行中	船舶局は、他の船舶局	通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式 若しくは周波数
2 航行中	海岸局は、船舶局	通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式 若しくは周波数
3 航行中及び航行の準備中	船舶局は、他の船舶局	通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式 若しくは周波数
4 航行中及び航行の準備中	海岸局は、船舶局	使用電波の型式若しくは周波数又は空中線電力
5 航行中及び航行の準備中	船舶局は、他の船舶局	使用電波の型式若しくは周波数又は空中線電力

A - 8 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信(遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合のものを除く。)における呼出しの反復及び応答について、無線局運用規則(第58条の5及び第58条の6)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 海岸局における呼出しは、**A**送信することができる。
船舶局における呼出しは、**B**送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも15分間の間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。
自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあっては**C**に、船舶局にあっては**D**以内に応答するものとする。

A	B	C	D
1 45秒間以上の間隔をおいて2回	5分間以上の間隔をおいて2回	5秒以上4分半以内	5分
2 45秒間以上の間隔をおいて2回	5分間以上の間隔をおいて2回	5分以内	3分
3 45秒間以上の間隔をおいて3回	5分間以上の間隔をおいて3回	5秒以上4分半以内	3分
4 5分間以上の間隔をおいて2回	45秒間以上の間隔をおいて3回	5分以内	3分
5 5分間以上の間隔をおいて3回	45秒間以上の間隔をおいて2回	5秒以上4分半以内	5分

A - 9 次の記述は、遭難通信について、電波法(第66条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、**A**、かつ、**B**に対し通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
無線局は、遭難信号又は第52条(目的外使用の禁止等)第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、**C**を直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 直ちにこれに応答し	周辺にあるすべての無線局	すべての電波の発射
2 直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射
3 直ちにこれに応答し	周辺にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
4 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
5 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	周辺にあるすべての無線局	すべての電波の発射

A - 10 次の記述は、遭難警報又は遭難警報の中継に対する海岸局の応答について、無線局運用規則(第81条の8)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

海岸局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、**A**の電波を使用して、デジタル選択呼出装置により、電波法施行規則別図第1号3(遭難警報の中継に対する応答にあっては、同規則別図第1号2)に定める構成のものを送信して行うものとする。この場合において、受信した遭難警報又は遭難警報の中継が**B**の電波を使用するものであるときは、受信から**C**の間隔を置いて送信するものとする。

A	B	C
1 国際遭難周波数	超短波帯の周波数	1分以上2分45秒以下
2 国際遭難周波数	中短波帯又は短波帯の周波数	1分以上2分45秒以下
3 当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数	中短波帯又は短波帯の周波数	1分以上2分45秒以下
4 当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数	中短波帯又は短波帯の周波数	5秒以上4分半以下
5 当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数	超短波帯の周波数	5秒以上4分半以下

A - 11 遭難警報に係る遭難通信の宰領は、どの無線局が行うか。無線局運用規則(第83条)の規定に照らし下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難船舶局
- 2 遭難通報を送信した無線局
- 3 海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 4 遭難船舶局又は遭難通報を送信した無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 5 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局又は船舶地球局

A - 12 次の記述は、遭難通信実施中の一般通信の実施について、無線局運用規則(第90条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から5までのうちから一つ選べ。

海岸局又は船舶局であって、現に行われている遭難通信に係る呼出し、応答、傍受その他一切の措置を行なうほか、一般通信を同時に行なうことができるものは、□に限り、その遭難通信に使用されている電波以外の電波を使用して一般通信を行うことができる。

- 1 その遭難通信が良好に行われている場合
- 2 その遭難通信に妨害を与えるおそれがない場合
- 3 遭難通信の宰領を行う無線局の同意がある場合
- 4 海上保安庁の無線局の同意がある場合
- 5 その遭難通信が良好に行われており、かつ、これに妨害を与えるおそれがない場合

A - 13 次の記述は、遭難通信の不取扱い等に関する罰則について、電波法(第105条及び第106条)の規定に沿つて述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

無線通信の業務に従事する者が第66条(遭難通信)第1項(第70条の6(準用)において準用する場合を含む。)の規定による遭難通信の□Aは、1年以上の有期懲役に処する。

遭難通信の取扱いを妨害した者も、□と同様とする。

□Bの未遂罪は、罰する。

□Cの事実がないのに、無線設備によって遭難通信を発した者は、3月以上10年以下の懲役に処する。

A	B	C
1 取扱いをしなかったとき	又は	船舶遭難
2 取扱いをしなかったとき	又は	船舶遭難又は航空機遭難
3 取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたとき	又は	船舶遭難又は航空機遭難
4 取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたとき		船舶遭難又は航空機遭難
5 取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたとき		船舶遭難

A - 14 次の記述は、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に違反した局を認めたときにとる手続について述べたものである。同規則(第15条)に規定されているものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 違反した局に通報する。
- 2 国際電気通信連合に報告する。
- 3 違反した局の属する主管庁に報告する。
- 4 違反を認めた局の属する主管庁に報告する。
- 5 世界国際電気通信会議に報告する。

A - 15 次の記述は、全世界的な海上遭難安全制度(GMDSS)の下での無線通信要員の資格証明のための最小限の要件について、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(附屬書第4章第4-2規則)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

全世界的な海上遭難安全制度(GMDSS)に参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し又は遂行する者は、□Aの発給し又は承認した全世界的な海上遭難安全制度(GMDSS)に関する適当な証明書を受有しなければならない。

1974年の海上における人命の安全のための国際条約(改正を含む。)により□Bを備えることが要求される船舶において業務を行うため、この第4-2規則の規定に基づき資格証明を得ようとする者は、更に次の要件を満たさなければならない。

- (1) 18歳以上であること。
- (2) 承認された□Cを修了し、かつ、STCWコードA部第4-2節に規定する能力の基準を満たすこと。

A	B	C
1 無線通信規則に基づき主管庁	救難設備	教育
2 無線通信規則に基づき主管庁	救難設備	訓練
3 無線通信規則に基づき主管庁	無線設備	教育及び訓練
4 自国の法令に基づき所管官庁	無線設備	訓練
5 自国の法令に基づき所管官庁	無線設備	教育

B - 1 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について、電波法(第28条及び第29条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の□ア、高調波の□イ電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

受信設備は、その副次的に発する□ウが、総務省令で定める限度を超えて他の□エの□オに支障を与えるものであってはならない。

1 誤差	2 電力等	3 運用	4 機能	5 強度等	6 無線設備
7 誘導電流	8 偏差及び幅		9 電気的設備	10 電波又は高周波電流	

B - 2 次の記述は、海上移動業務又は海上移動衛星業務において聽守をしなければならない無線局について、無線局運用規則(第42条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

電波法第65条(聽守義務)本文の総務省令で定める無線局は、次に掲げるとおりとする。

- (1) デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局については、F1B電波□ア、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHzの指定を受けているもの
- (2) 船舶地球局及び海岸地球局については、総務大臣が別に告示するもの
- (3) 船舶局については、次に掲げるもの
 - ア F3E電波□イの指定を受けている船舶局(旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。)
 - イ 電波法第33条(義務船舶局の無線設備の機器)の規定により□ウを備える船舶局
 - ウ 電波法第33条の規定により□エ受信機を備える船舶局
- (4) 海岸局については、F3E電波□オの指定を受けているもの

1 2,182kHz	2 2,187.5kHz	3 156.65MHz	4 156.8MHz	5 警急自動受信機
6 ナブテックス受信機	7 156.65MHz及び156.8MHz	8 デジタル選択呼出専用		
9 156.65MHz又は156.8MHz	10 インマルサット高機能グループ呼出			

B - 3 次の記述は、安全通信を行う場合の船舶局の運用について述べたものである。電波法(第52条から第54条まで及び第68条)及び無線局運用規則(第55条)の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 免許状に記載された目的又は通信事項の範囲を超えて運用することはできない。
- イ 免許状に記載された通信の相手方の範囲を超えて運用することができる。
- ウ 電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- エ 空中線電力は、免許状に記載されたものの範囲を超えて運用することができる。
- オ 安全通信は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、速やかに、かつ、確実に取り扱わなければならない。

B - 4 次に掲げる業務書類のうち、電波法施行規則(第38条)の規定に照らし国際通信を行う船舶局及び船舶地球局に備え付けなければならない業務書類に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則
- イ 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約
- ウ 海上における人命の安全のための国際条約
- エ 電波法及びこれに基づく命令の集録
- オ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧

B - 5 次の記述は、無線通信要員について、海上における人命の安全のための国際条約(附属書第4章第16規則)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

船舶は、主管庁が認めるところにより、アに関する無線通信についてイを有する要員を乗り組ませる。当該要員は、ウに定める証明書を有し、場合に応じ、そのうち一人は、エ、無線通信についてオとして指名される。

- 1 資格 2 運航管理 3 自国の法令 4 遭難した際 5 遭難及び安全
- 6 無線通信規則 7 知識及び技能 8 全責任を有する者 9 第一の責任を有する者
- 10 緊急の事態が発生した際